

令和3年6月23日

# 町 議 会 議 案

第 2 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
承認1	専決処分の承認を求めることについて	
承認2	専決処分の承認を求めることについて	
承認3	専決処分の承認を求めることについて	
報告1	令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について	
報告2	令和2年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告について	
40	鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
41	鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
42	鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
43	鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
44	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
45	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
46	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
47	鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
48	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
49	鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について	
50	令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について	



承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

## 専 決 処 分 書

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町町税条例等の一部を改正する条例

(鹿追町町税条例の一部改正)

第1条 鹿追町町税条例(昭和29年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附

則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年

度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車  
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け  
た場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加  
える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家  
用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽  
自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号  
指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動  
車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左  
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲  
げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車  
（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、  
当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間  
に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に  
限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別  
割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車  
（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対  
する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月  
1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には  
令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年  
4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合  
には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特  
例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の  
2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和  
17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿追町町税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第14号）の一部を次の  
ように改正する。

第3条のうち、鹿追町町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の鹿追町町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が



適用期間内に取得をした同条第4 1項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

## 専 決 処 分 書

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成12年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する条例の失効の日(以下「失効日」という。)までに新設し、又は増設した設備については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の追加のため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月30日

鹿追町長 喜 井 知 己

(別紙)

## 令和２年度鹿追町一般会計補正予算（第１４号）

令和２年度鹿追町の一般会計補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

単位 千円

款	項	事	業	名	金	額
2 総務費	1 総務管理費	文化財史跡看板外更新事業			1,463	
計					1,463	

報告第 1 号

令和 2 年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 2 3 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 2 年度鹿追町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源	内訳		
							国・道支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	4,800,000	3,300,000					3,300,000
		住宅用太陽光発電システム導入費補助事業	200,000	200,000					200,000
		文化財史跡看板外更新事業	1,463,000	1,463,000					1,463,000
4 衛生費	1 保健衛生費	高度無線環境整備推進事業	370,754,000	370,754,000		228,470,000	140,000,000		2,284,000
		消防署関連防疫用品整備事業	1,250,000	1,245,000		1,000,000			245,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	25,910,000	25,910,000		25,910,000			0
5 農林費	1 農業	十勝圏複合事務組合負担金事業（汚泥処理設備更新分）	6,000	6,000					6,000
		環境保全センター用トラクター・スラリータンカー整備事業	84,381,000	68,860,000		18,300,000			50,560,000
		道営土地改良事業	52,264,000	52,264,000		2,850,000	20,200,000	3,000,000	26,214,000



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国・道 支出金	地方 債	特定財源		
6 商工費	1 商工	鹿追町企業活性化推進助成事業	22,000,000	21,984,000				21,984,000	0	
9 教育費	2 小学校	学校保健特策等の学校教育 (感染症継続支援事業)	4,000,000	4,000,000		4,000,000			0	
	3 中学校	学校保健特策等の学校教育 (感染症継続支援事業)	1,600,000	1,600,000		1,600,000			0	
合		計	568,628,000	551,586,000	282,130,000	160,200,000	75,544,000	33,712,000		

報告第 2 号

令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 23 日 提出

鹿追町長 喜 井 知 己

令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	目	事業名	支出行	支出為	左の内訳		支出行	支出為	支出負担	支出負担	支出負担	支出負担	左の財源内訳		説明	
						支出額	未済							未収入	特定財源		その他
5	農林費	1	農業費	5	環境保全センター 中鹿追バイオガス プラント設置	71,500,000									71,500,000		発電機は海外受注製造 機械であり、新型コロ ナウイルスの影響によ り、製造国がロシアダ ウ、国際的な物流停 滞による貨物船の手配 及び出港・入港規制等 により、国内への到着 が遅れており、工期内 の完了が難しいことか ら、やむを得ず事故繰 越をする。

## 議案第 40 号

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19号第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 41 号

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿追町手数料徴収条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

36	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付 1枚につき	800円
37	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	提出書類等の写し等の交付1枚につき	10円
38	行政不服審査法第81条の規程に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	主張書面等の写し等の交付1枚につき	10円

」を

「

36	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	提出書類等の写し等の交付1枚につき	10円
----	--------------------------------------	-------------------	-----

37	行政不服審査法第81条の規程に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	主張書面等の写し等の交付1枚につき	10円
----	--	-------------------	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 42 号

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鹿追町固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第15号)の一部を次の  
ように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記  
載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 43 号

鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第16項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第10条の2第16項の改正規定及び附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の鹿追町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の鹿追町町税条例(以下この項において「新条例」という。)附則第10条の2第16項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例



対象資産に対する新条例附則第10条の2第16項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

## 議案第 44 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 23 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成 20 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事

業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「100分の4.30」を「100分の4.90」に改める。

第5条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第8条中「100分の0.60」を「100分の0.90」に改める。

第23条第2項を削る。

附則第19項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 45 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次に」、  
「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」を「児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条第5項中「、次」を「次に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町公営住宅管理条例の一部改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

鹿追町公営住宅管理条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「寡婦（寡夫）」を「ひとり親世帯の親」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 48 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ）」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第7条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

議案第 49 号

鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について  
鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例

鹿追町公共下水道設置条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「3, 300」を「180」に、「230」を「20」に、「1, 510」を「110」に、「1, 560」を「50」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。



## 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154,288 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,821,079 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 23 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,660,000	40,461	2,700,461
	1. 地方交付税	2,660,000	40,461	2,700,461
15. 国庫支出金		524,171	45,063	569,234
	1. 国庫負担金	176,475	164	176,639
	2. 国庫補助金	159,766	44,899	204,665
16. 道支出金		247,802	67,089	314,891
	1. 道負担金	94,232	82	94,314
	2. 道補助金	137,934	67,007	204,941
18. 寄附金		130,004	1,508	131,512
	1. 寄附金	130,004	1,508	131,512
21. 諸収入		384,413	167	384,580
	5. 雑入	313,429	167	313,596
歳入合計		6,666,791	154,288	6,821,079

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		54,894	△1,024	53,870
	1. 議会費	54,894	△1,024	53,870
2. 総務費		1,840,001	48,843	1,888,844
	1. 総務管理費	1,816,015	50,952	1,866,967
	2. 徴税費	7,025	△2,057	4,968
	6. 監査委員費	2,874	△52	2,822
3. 民生費		641,568	5,218	646,786
	1. 社会福祉費	500,882	3,251	504,133
4. 衛生費		140,486	1,967	142,453
	2. 児童福祉費	446,943	2,675	449,618
5. 農林費		344,592	1,320	345,912
	1. 保健衛生費	102,351	1,355	103,706
6. 商工費		1,139,809	62,107	1,201,916
	1. 農業費	1,121,054	62,107	1,183,161
7. 土木費		202,869	4,959	207,828
	1. 商工費	202,869	4,959	207,828
9. 教育費		460,262	10,167	470,429
	1. 道路橋りょう費	200,185	7,900	208,085
	3. 都市計画費	34,023	210	34,233
	4. 住宅費	40,172	2,057	42,229
11. 諸支出金		436,025	848	436,873
	1. 教育総務費	206,915	838	207,753
	5. 保健体育費	51,849	10	51,859
	1. 基金費	305,778	20,495	326,273
	歳出合計	305,778	20,495	326,273
		6,666,791	154,288	6,821,079

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,660,000	40,461	2,700,461
15. 国庫支出金	524,171	45,063	569,234
16. 道支支出金	247,802	67,089	314,891
18. 寄附金	130,004	1,508	131,512
21. 諸収入	384,413	167	384,580
歳入合計	6,666,791	154,288	6,821,079

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	54,894	△1,024	53,870				△1,024
2. 総務費	1,840,001	48,843	1,888,844	49,113		167	△437
3. 民生費	641,568	5,218	646,786	246			4,972
4. 衛生費	446,943	2,675	449,618	476			2,199
5. 農林費	1,139,809	62,107	1,201,916	60,807			1,300
6. 商工費	202,869	4,959	207,828				4,959
7. 土木費	460,262	10,167	470,429				10,167
9. 教育費	436,025	848	436,873	1,510		10	△672
11. 諸支出金	305,778	20,495	326,273			1,498	18,997
歳出合計	6,666,791	154,288	6,821,079	112,152		1,675	40,461

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,660,000	40,461	2,700,461			
項 1. 地方交付税	2,660,000	40,461	2,700,461			
目 1. 地方交付税	2,660,000	40,461	2,700,461			
				1. 地方交付税	40,461	地方交付税 40,461
款15. 国庫支出金	524,171	45,063	569,234			
項 1. 国庫負担金	176,475	164	176,639			
目 1. 民生費国庫負担金	155,721	164	155,885			
				1. 社会福祉費負担金	164	介護保険低所得者保険料軽減負担金 164
項 2. 国庫補助金	159,766	44,899	204,665			
目 1. 総務費国庫補助金	56,400	44,423	100,823			
				1. 総務管理費補助金	44,423	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 総務管理費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業外補助金(4,650) 文化芸術振興費補助金(990)
						38,783 5,640
目 3. 衛生費国庫補助金	396	476	872			
				1. 保健衛生費補助金	476	疾病予防対策事業費等補助金 476

款16. 道支出金	247,802	67,089	314,891				
項 1. 道負担金	94,232	82	94,314				
目 1. 民生費道負担金	94,173	82	94,255				
				1. 社会福祉費負担金	82	介護保険低所得者保険料軽減負担金	82
項 2. 道補助金	137,934	67,007	204,941				
目 1. 総務費道補助金	430	6,200	6,630				
				1. 総務管理費補助金	6,200	総務管理費補助金 プレミアム付商品券発行支援事業補助金	6,200
目 4. 農林費道補助金	111,218	60,807	172,025				
				1. 農業費補助金	60,807	畑作構造転換事業補助金	60,807
款18. 寄附金	130,004	1,508	131,512				
項 1. 寄附金	130,004	1,508	131,512				
目 1. 一般寄附金	130,001	999	131,000				
				1. 一般寄附金	999	ふるさと納税寄附金	999
目 3. 民生費寄附金	1	499	500				
				1. 社会福祉費寄附金	499	社会福祉費寄附金	499
目 4. 教育費寄附金	1	10	11				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 保健体育費寄附金	10	保健体育費寄附金
款21. 諸収入	384,413	167	384,580			10
項 5. 雑入	313,429	167	313,596			
目 1. 雑入	313,429	167	313,596			
				1. 雑入	167	北海道市町村振興協会交付金
						167



## 3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明	
				特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源				
款 1. 議会費	54,894	△ 1,024	53,870				△ 1,024				
項 1. 議会費	54,894	△ 1,024	53,870				△ 1,024				
目 1. 議会費	54,894	△ 1,024	53,870				△ 1,024				
								1. 報酬	△ 747	議員報酬 △747	
								3. 職員手当等	△ 277	職員期末手当 △277	
款 2. 総務費	1,840,001	48,843	1,888,844	49,113		167	△ 437				
項 1. 総務管理費	1,816,015	50,952	1,866,967	49,113		167	1,672				
目 1. 一般管理費	1,606,303	△ 635	1,605,668				△ 635				
								2. 給料	△ 579	特別職給 △579	
								3. 職員手当等	△ 246	職員諸手当 △246	
								17. 備品購入費	190	その他備品購入費 190 公用自転車購入費外	
目10. 公害防災費	4,559	2	4,561				2				
								13. 使用料及び賃借料	2	電波利用料 2	
目14. ジオパーク事業費	6,329	167	6,496			167					
								8. 旅費	150	普通旅費 150	

目18. 新型コロナウイルス緊急 経済対策事業費	50,700	51,418	102,118	49,113						10. 需用費	10	消耗品費	10	
										11. 役務費	7	チラシ折込料	7	
		2,305												
										1. 報酬	445	会計年度任用職員報酬	445	
										4. 共済費	62	社会保険料	62	
										10. 需用費	2,160	消耗品費	158	
													印刷製本費	18
													修繕料	1,984
										11. 役務費	157	郵便料・運送料	156	
													口座振替手数料	1
										13. 使用料及び賃 借料	63	システム使用料	63	
										14. 工事請負費	7,000	単独事業	7,000	
													教育支援センター改修工事	
										17. 備品購入費	5,043	家具・什器購入費	445	
													事務用機器購入費	1,115
													電気機器購入費	50
													通信用機器購入費	850

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		説 明
				補正額の財源内訳			金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債	その他 一般財源			
									医療機器購入費 1,877
									その他備品購入費 706
							18. 負担金補助及び交付金	36,488	北海道町村会負担金(電算関係) 195
									鹿追町くらし応援事業補助金 25,400
									負担金補助及び交付金 6,583
									小・中学校就学支援給付金 (4,700)
									家族団らんクーポン券発行 事業外(1,700)
									高齢者施設等の利用における 検査費用助成金(183)
									町立病院備品購入費補助金 660
									その他負担金補助及び交付金 3,650
									子育て世帯生活支援特別給 付金
項 2. 徴税費	7,025	△ 2,057	4,968			△ 2,057			
目 1. 賦課徴収費	7,025	△ 2,057	4,968			△ 2,057			
							1. 報酬	△ 1,685	会計年度任用職員報酬 △1,685
							3. 職員手当等	△ 372	会計年度任用職員諸手当 △372
項 6. 監査委員費	2,874	△ 52	2,822			△ 52			

目 1. 監査委員費	2,874	△	52	2,822				△	52	1. 報酬	△	52	監査委員会委員報酬	△52
款 3. 民生費	641,568		5,218	646,786	246			4,972						
項 1. 社会福祉費	500,882		3,251	504,133	246			3,005						
目 5. 老人福祉施設費	2,794		791	3,585				791						
									30	10. 需用費		30	消耗品費	30
									22	11. 役務費		22	廃棄物処分料	22
									22	13. 使用材料及び賃借料		22	自動車・機械等借上料	22
									717	17. 備品購入費		717	家具・什器購入費	31
													事務用機器購入費	239
													電気機器購入費	407
													通信用機器購入費	40
目 6. 在宅福祉費	109,447		2,460	111,907	246			2,214					社会福祉協議会活動補助金	2,129
										18. 負担金補助及び交付金		2,129		
										27. 繰出金		331	介護保険特別会計繰出金	331
項 2. 児童福祉費	140,486		1,967	142,453				1,967						
目 1. 児童福祉施設費	12,394		292	12,686				292						

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源		金 額	
								12. 委託料	292	公共施設清掃委託料
目 2. 児童措置費	70,382	1,675	72,057				1,675			
款 4. 衛生費	446,943	2,675	449,618	476			2,199			
項 1. 保健衛生費	344,592	1,320	345,912	476			844	1. 報酬	1,454	会計年度任用職員報酬
目 2. 予防費	40,846	1,320	42,166	476			844	3. 職員手当等	221	会計年度任用職員諸手当
項 2. 清掃費	102,351	1,355	103,706				1,355			
目 1. 清掃総務費	102,351	1,355	103,706				1,355	17. 備品購入費	1,320	その他備品購入費
款 5. 農林費	1,139,809	62,107	1,201,916	60,807			1,300			
項 1. 農業費	1,121,054	62,107	1,183,161	60,807			1,300	10. 需用費	135	印刷製本費
目 2. 農業振興費	23,909	60,807	84,716	60,807				12. 委託料	1,220	使用済小型電子機器・電池・ 蛍光管等処理委託料
								18. 負担金補助及び交付金	60,807	畑作構造転換事業補助金

目 7. 農業用水事業 費	236,890	1,300	238,190				1,300	下水道特別会計繰出金	1,300	1,300
款 6. 商工費	202,869	4,959	207,828				4,959			
項 1. 商工費	202,869	4,959	207,828				4,959			
目 1. 商工業振興費	89,291	1,000	90,291				1,000			
目 2. 観光費	89,583	3,581	93,164				3,581			
								18. 負担金補助及び交付金	1,000	鹿追町店舗等修繕補助金 1,000
								1. 報酬	1,733	会計年度任用職員報酬 1,733
								3. 職員手当等	248	会計年度任用職員諸手当 248
								10. 需用費	1,600	消耗品費 100 修繕料 1,500
目 4. 魚族資源保護 対策費	17,818	378	18,196				378			
款 7. 土木費	460,262	10,167	470,429				10,167			
項 1. 道路橋りょう 費	200,185	7,900	208,085				7,900			
目 1. 道路維持費	64,707	4,700	69,407				4,700			
								15. 原材料費	290	その他原材料費 290
								17. 備品購入費	88	電気機器購入費 88

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区 分		説 明	
				補正額の財源				金額			
				国道支出金	地方債	その他					
							10. 需用費	4,700	修繕料	4,700	
目 2. 道路新設改良費	135,478	3,200	138,678			3,200	14. 工事請負費	3,200	単独事業	3,200	
項 3. 都市計画費	34,023	210	34,233			210			ストニイブレイン通り歩道 補修工事		
目 1. 公園緑地費	26,376	210	26,586			210					
項 4. 住宅費	40,172	2,057	42,229			2,057			7. 報償費	210	
目 1. 住宅管理費	35,057	2,057	37,114			2,057					
									1. 報酬	1,685	
									3. 職員手当等	372	
										会計年度任用職員報酬	1,685
款 9. 教育費	436,025	848	436,873		10	△ 672					
項 1. 教育総務費	206,915	838	207,753			△ 672					
目 3. 教育振興費	117,897	0	117,897			△ 1,510			財源内訳補正		
目 5. 共同調理場費	57,542	772	58,314			772					
									1. 報酬	693	
										会計年度任用職員報酬	693

									3. 職員手当等	79	会計年度任用職員諸手当	79
目 6. 車両管理費	23,385	66	23,451					66				
									11. 役務費	66	その他点検・清掃・検査等料	24
											その他役務費	42
項 5. 保健体育費	51,849	10	51,859				10					
目 1. 体育振興費	51,849	10	51,859				10					
									18. 負担金補助及び交付金	10	体育連盟活動補助金	10
款11. 諸支出金	305,778	20,495	326,273				1,498	18,997				
項 1. 基金費	305,778	20,495	326,273				1,498	18,997				
目 1. 基金費	305,778	20,495	326,273				1,498	18,997				
									24. 積立金	20,495	町づくり基金利子等積立金	30
											地域福祉基金積立金	500
											環境保全センター基金利子等積立金	18,965
											鹿追町ふるさと寄附金基金利子等積立金	1,000



## 令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,254 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 785,528 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 23 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		223,303	△6,344	216,959
	1. 国民健康保険税	223,303	△6,344	216,959
3. 道支出金		498,474	90	498,564
	1. 道補助金	498,473	90	498,563
歳入合計		791,782	△6,254	785,528

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		468,859	90	468,949
	5. 葬祭諸費	300	90	390
3. 国民健康保険事業費納付金	1. 医療給付費分	291,166	△6,344	284,822
	2. 後期高齢者支援金等分	200,348	△1,463	198,885
	3. 介護納付金分	62,659	△2,349	60,310
歳出合計		28,159	△2,532	25,627
		791,782	△6,254	785,528

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	223,303	△6,344	216,959
3. 道支出金	498,474	90	498,564
歳入合計	791,782	△6,254	785,528

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源		その他	
				国道支出金	地方債		
2. 保険給付費	468,859	90	468,949	90			
3. 国民健康保険事業費納付金	291,166	△6,344	284,822				△6,344
歳出合計	791,782	△6,254	785,528	90			△6,344

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 国民健康保険税	223,303	△ 6,344	216,959			
項 1. 国民健康保険税	223,303	△ 6,344	216,959			
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	223,303	△ 6,344	216,959			
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 4,027	医療給付費分現年課税分 △4,027
				2. 後期高齢者支援助金分現年課税分	△ 2,953	後期高齢者支援助金分現年課税分 △2,953
				3. 介護納付金分現年課税分	636	介護納付金分現年課税分 636
款 3. 道支出金	498,474	90	498,564			
項 1. 道補助金	498,473	90	498,563			
目 1. 保険給付費等交付金	498,473	90	498,563			
				1. 普通交付金	90	普通交付金 90

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	区分	金額	
款 2. 保険給付費	468, 859	90	468, 949	90					
項 5. 葬祭諸費	300	90	390	90					
目 1. 葬祭費	300	90	390	90					
							18. 負担金補助及び交付金	90	葬祭費
款 3. 国民健康保険事業費納付金	291, 166	△ 6, 344	284, 822			△ 6, 344			
項 1. 医療給付費分	200, 348	△ 1, 463	198, 885			△ 1, 463			
目 1. 一般被保険者医療給付費分	200, 348	△ 1, 463	198, 885			△ 1, 463			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 1, 463	一般被保険者医療給付費分納付金
項 2. 後期高齢者支援金等分	62, 659	△ 2, 349	60, 310			△ 2, 349			
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	62, 659	△ 2, 349	60, 310			△ 2, 349			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 2, 349	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金
項 3. 介護納付金分	28, 159	△ 2, 532	25, 627			△ 2, 532			
目 1. 介護納付金分	28, 159	△ 2, 532	25, 627			△ 2, 532			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 2, 532	介護納付金分納付金

## 令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 3 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（5）建設改良事業

1 有形固定資産購入費「18,920千円」を「19,580千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収 入		
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 6 4, 7 1 2 千 円	1, 7 3 8 千 円	6 6 6, 4 5 0 千 円
第 1 項 医 業 収 益	3 9 4, 2 9 6 千 円	1, 7 3 8 千 円	3 9 6, 0 3 4 千 円
	支 出		
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 6 4, 7 1 2 千 円	1, 7 3 8 千 円	6 6 6, 4 5 0 千 円
第 1 項 医 業 費 用	6 6 1, 6 1 7 千 円	1, 7 3 8 千 円	6 6 3, 3 5 5 千 円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	4, 2 1 0 千 円	6 6 0 千 円	4, 8 7 0 千 円
第 1 項 他 会 計 補 助 金	4, 2 1 0 千 円	6 6 0 千 円	4, 8 7 0 千 円



	支	出
第1款 資本的支出	59,514千円	60,174千円
第1項 建設改良費	18,920千円	19,580千円

第5条 予算第7条中他会計補助金「260,928千円」を「261,588千円」に改める。

令和3年6月23日 提出

鹿追町長 喜井知己

# 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入		単位 千円				
款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業収益			664,712	1,738	666,450	
	1 医療収益		394,296	1,738	396,034	
		3 その他医療収益		36,033	1,738	37,771

支出		単位 千円				
款	項	目	予定額	補正額	計	説明
1 病院事業費用			664,712	1,738	666,450	
	1 医療費用		661,617	1,738	663,355	
		2 材料費		99,920	1,500	101,420
	3 経費		104,308	238	104,546	238 千円追加 消耗品費

資本的收入及び支出

収入

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的収入			4,210	660	4,870		
	1 他会計補助金		4,210	660	4,870		
		1 他会計補助金	4,210	660	4,870	一般会計補助金（備品購入費補助金分）	660 千円追加

支出

単位 千円

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			59,514	660	60,174		
	1 建設改良費		18,920	660	19,580		
		有形固定資産 購入	18,920	660	19,580	器械備品購入費（薬用保冷庫購入費外）	660 千円追加

## 令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 305,977 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 23 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 町債		149,200	5,400	154,600
	1. 町債	149,200	5,400	154,600
歳入合計		300,577	5,400	305,977

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費			217,624	5,400	223,024
		2. 水道施設費	197,765	5,400	203,165
	歳出合計		300,577	5,400	305,977

第 2 表 変 更 地 方 債 の 補 正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円以内 149,200	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率）	政府資金、地方公共団体金融機関及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円以内 154,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 町債	149,200	5,400	154,600
歳入合計	300,577	5,400	305,977



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	217,624	5,400	223,024		5,400		
歳出合計	300,577	5,400	305,977		5,400		

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 6. 町債	149,200	5,400	154,600			
項 1. 町債	149,200	5,400	154,600			
目 1. 簡易水道事業債	149,200	5,400	154,600			
				1. 簡易水道事業債	5,400	簡易水道事業債 市街地区滅菌装置改修工事
						5,400

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	一般財源			
款 1. 事業費	217,624	5,400	223,024		5,400				
項 2. 水道施設費	197,765	5,400	203,165		5,400				
目 1. 施設管理費	197,765	5,400	203,165		5,400				
							14. 工事請負費	5,400	単独事業 市街地区滅菌装置改修工事

## 令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 250,940 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 23 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金			139,448	1,300	140,748
		1. 他会計繰入金	139,448	1,300	140,748
	歳入	合計	249,640	1,300	250,940

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 管理費			70,807	1,300	72,107
		2. 施設管理費	50,936	1,300	52,236
	歳出合計		249,640	1,300	250,940

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	139,448	1,300	140,748
歳入合計	249,640	1,300	250,940

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	70,807	1,300	72,107			1,300	
歳出合計	249,640	1,300	250,940			1,300	



## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 4. 繰入金	139,448	1,300	140,748			
項 1. 他会計繰入金	139,448	1,300	140,748			
目 1. 一般会計繰入金	139,448	1,300	140,748			
				1. 一般会計繰入金	1,300	一般会計繰入金 1,300

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額			区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他			
款 1. 管理費	70,807	1,300	72,107		1,300				
項 2. 施設管理費	50,936	1,300	52,236		1,300				
目 1. 公共下水道施設管理費	6,548	1,300	7,848		1,300				
							10. 需用費	1,300	修繕料 1,300

## 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 516,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料			110,519	7,991	118,510
		1. 介護保険料	110,519	7,991	118,510
2. 国庫支出金			110,882	△4,555	106,327
		1. 国庫負担金	79,074	△6,013	73,061
		2. 国庫補助金	31,808	1,458	33,266
3. 道支出金			79,851	△3,752	76,099
		1. 道負担金	75,705	△3,755	71,950
		3. 道補助金	4,145	3	4,148
6. 繰入金			83,273	331	83,604
		1. 一般会計繰入金	83,272	331	83,603
		歳入合計	516,646	15	516,661

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 地域支援事業費		25,828	15	25,843
		3. 包括的支援事業・任意事業費	15,767	15	15,782
	歳出合計		516,646	15	516,661

(単位：千円)

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	110,519	7,991	118,510
2. 国庫支出金	110,882	△4,555	106,327
3. 道支出金	79,851	△3,752	76,099
6. 繰入金	83,273	331	83,604
歳入合計	516,646	15	516,661

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	476,246	0	476,246	△9,768		328	9,440
3. 地域支援事業費	25,828	15	25,843	1,461		3	△1,449
歳出合計	516,646	15	516,661	△8,307		331	7,991

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 介護保険料	110,519	7,991	118,510			
項 1. 介護保険料	110,519	7,991	118,510			
目 1. 第1号被保険者 保険料	110,519	7,991	118,510			
				1. 現年度分	7,991	現年度分 7,991
款 2. 国庫支出金	110,882	△ 4,555	106,327			
項 1. 国庫負担金	79,074	△ 6,013	73,061			
目 1. 介護給付費負担 金	79,074	△ 6,013	73,061			
				1. 現年度分	△ 6,013	法定負担金 △6,013
項 2. 国庫補助金	31,808	1,458	33,266			
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	5,974	6	5,980			
				1. 現年度分	6	法定負担金 6
目 4. 保険者機能強化 推進交付金	0	717	717			
				1. 保険者機能強化 推進交付金	717	本目新設 保険者機能強化推進交付金 717
目 5. 介護保険保険者 努力支援交付金	0	735	735			
				1. 介護保険保険者 努力支援交付金	735	本目新設 介護保険保険者努力支援交付金 735
款 3. 道支出金	79,851	△ 3,752	76,099			



項 1. 道負担金	75,705	△	3,755	71,950				
目 1. 介護給付費負担金	75,705	△	3,755	71,950				
					1. 現年度分	△	3,755	法定負担金 △3,755
項 3. 道補助金	4,145		3	4,148				
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	2,987		3	2,990				
					1. 現年度分		3	法定負担金 3
款 6. 繰入金	83,273		331	83,604				
項 1. 一般会計繰入金	83,272		331	83,603				
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	2,986		3	2,989				
					1. 現年度分		3	法定繰入金 3
目 5. 低所得者保険料 軽減繰入金	5,059		328	5,387				
					1. 現年度分		328	一般会計繰入金 328

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額			一般財源	区分	金額	
				特定財源	地方債	その他				
国道支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額					
款 2. 保険給付費	476,246	0	476,246	△ 9,768		328	9,440			
項 1. 介護サービス等諸費	416,655	0	416,655	△ 9,768		328	9,440			
目 1. 居宅介護サービス給付費	69,721	0	69,721	△ 5,041			5,041			財源内訳補正
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	12,133	0	12,133	△ 877			877			財源内訳補正
目 3. 施設介護サービス給付費	278,333	0	278,333			328	△ 328			財源内訳補正
目 8. 地域密着型サービス給付費	53,235	0	53,235	△ 3,850			3,850			財源内訳補正
款 3. 地域支援事業費	25,828	15	25,843	1,461		3	△ 1,449			
項 2. 一般介護予防事業費	7,114	0	7,114	717			△ 717			
目 1. 一般介護予防事業費	7,114	0	7,114	717			△ 717			財源内訳補正
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	15,767	15	15,782	744		3	△ 732			
目 2. 任意事業費	1,167	15	1,182	9		3	3			
								10. 需用費	15	消耗品費
目 3. 生活支援体制整備事業費	5,084	0	5,084	735			△ 735			財源内訳補正

議案第 56 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 取得財産の表示 | 町営牧場用ホイールローダ購入一式                               |
| 2 | 契約の方法   | 指名競争入札   |
| 3 | 契約金額    | 12,518,000円                                    |
| 4 | 契約の相手方  | 鹿追町西町3丁目10番地33<br>有限会社 佐々木自動車<br>代表取締役 佐々木 幹 郎 |

議案第 57 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 取得財産の表示 | 環境保全センター消化液散布トラクター・<br>スラリータンカー購入一式                 |
| 2 契約の方法   | 指名競争入札  |
| 3 契約金額    | 68,860,000円   |
| 4 契約の相手方  | 芽室町東芽室基線5番地3<br>エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社<br>支社長 木 村 正 寿 |

同意第 2 号

鹿追町副町長の選任について

次の者を鹿追町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

松 本 新 吾



令和3年6月23日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町副町長 松本新吾 氏の任期が令和3年6月30日で満了することによる。